

令和元年 6 月 10 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

27 人

3 募集の期間（約 2 か月）

令和元年 6 月 14 日（金）午前 9 時 30 分から

令和元年 8 月 9 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年 6 月 18 日（火）から令和元年 8 月 9 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

※FAX：

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和元年8月9日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和元年8月9日までに定年に達する職員
- （4）令和元年6月14日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年6月14日から令和元年8月9日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和元年8月9日に50歳以上のもの	合計 27人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年8月9日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表（一）の適用を受けるもので、令和元年8月9日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年8月9日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年8月9日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年8月9日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年8月9日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年8月9日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもの（ただし、行政職俸給表（一）の適用を受けるものは5級以上）で、令和元年8月9日に45歳以上のもの（ただし、本省籍のものは50歳以上とする。）		
	各都道府県労働局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち本省籍のもので、令和元年8月9日に50歳以上のもの		

令和元年 8 月 19 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

11 人

3 募集の期間（約 1 か月半）

令和元年 8 月 27 日（火）午前 9 時 30 分から

令和元年 10 月 8 日（火）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年 8 月 30 日（金）から令和元年 10 月 8 日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス（内部メールの場合）：

（外部メールの場合）：

※FAX：

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和元年10月8日（火）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和元年10月8日までに定年に達する職員
- （4）令和元年8月27日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年8月27日から令和元年10月8日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和元年10月8日に50歳以上のもの	合計 11人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年10月8日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表（一）の適用を受けるもので、令和元年10月8日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年10月8日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年10月8日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年10月8日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年10月8日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和元年10月8日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもの（ただし、行政職俸給表（一）の適用を受けるものは5級以上）で、令和元年10月8日に45歳以上のもの（ただし、本省籍のものは50歳以上とする。）		
	各都道府県労働局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち本省籍のもので、令和元年10月8日に50歳以上のもの		

令和元年 11 月 8 日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和2年1月10日までに定年に達する職員

（4）令和元年11月13日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年11月13日から令和2年1月10日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

12人

3 募集の期間（約2か月）

令和元年11月13日（水）午前 9時30分から

令和2年1月10日（金）午後 6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年11月28日（木）から令和2年1月10日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス(内部メールの場合):

(外部メールの場合):

※FAX:

○担当窓口: 厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話:

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和2年1月10日(金)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注)のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること(職員個人のアドレスに送付しないこと)

(注) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施 権者	区分	募集の対象	募集 人員	備考
厚生 労働 大臣	厚生労働本省及び中央労働 委員会事務局に勤務するも の	左記のもののうち一般職の職員の給 与に関する法律の医療職俸給表(一)の 適用を受ける職員以外のもので、令和2 年1月10日に50歳以上のもの	合計 12人	※ただし退 職すべき期 間の末日に おいて定年 前15年内 の年齢以上 であること
	各検疫所に勤務するものの うち厚生労働大臣により任 命されたもの	左記のもののうち令和2年1月10 日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤 務するもののうち厚生労働 大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給 与に関する法律の行政職俸給表(一)の 適用を受けるもので、令和2年1月10 日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所 に勤務するもののうち厚生 労働大臣により任命された もの	左記のもののうち令和2年1月10 日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務 するもののうち厚生労働大 臣により任命されたもの	左記のもののうち令和2年1月10 日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研 究所に勤務するもののうち厚 生労働大臣により任命され たもの	左記のもののうち令和2年1月10 日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務す るもののうち厚生労働大臣 により任命されたもの	左記のもののうち令和2年1月10 日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に 勤務するもののうち厚生労 働大臣により任命されたも の	左記のもののうち令和2年1月10 日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生 支局に勤務するもののうち 厚生労働大臣により任命さ れたもの	左記のもののうち一般職の職員の給 与に関する法律の医療職俸給表(一)の 適用を受ける職員以外のもの(ただし、 行政職俸給表(一)の適用を受けるもの は5級以上)で、令和2年1月10日に 45歳以上のもの(ただし、本省籍のも のは50歳以上とする。)		
	各都道府県労働局に勤務す るもののうち厚生労働大臣 により任命されたもの	左記のもののうち本省籍のもので、令 和2年1月10日に50歳以上のもの		

令和2年1月16日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和2年4月2日までに定年に達する職員

（4）令和2年1月27日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年1月27日から令和2年4月2日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

41人

3 募集の期間（約2か月）

令和2年1月27日（月）午前 9時30分から

令和2年4月 2日（木）午後 6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年1月31日（金）から令和2年4月2日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス（内部メールの場合）：

（外部メールの場合）：

※FAX：

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和2年4月2日（木）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和2年4月2日に50歳以上のもの	合計 41人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和2年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表（一）の適用を受けるもので、令和2年4月2日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和2年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和2年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和2年4月2日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和2年4月2日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和2年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和2年4月2日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもの（ただし、行政職俸給表（一）の適用を受けるものは5級以上）で、令和2年4月2日に45歳以上のもの（ただし、本省籍のものは50歳以上とする。）		
	各都道府県労働局に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち本省籍のもので、令和2年4月2日に50歳以上のもの		

令和元年 6 月 11 日
成田空港検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

成田空港検疫所に勤務し、成田空港検疫所長により任命され令和元年 8 月 9 日に 45 歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前 15 年内の年齢以上であること

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 2 か月）

令和元年 6 月 14 日（金）午前 9 時 30 分から

令和元年 8 月 9 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年 6 月 18 日（火）から令和元年 8 月 9 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

○担当窓口：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課

検疫所業務管理室 人事・給与係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和元年8月9日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和元年8月9日までに定年に達する職員
- （4）令和元年6月14日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年6月14日から令和元年8月9日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和元年 6 月 11 日
名古屋検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

名古屋検疫所に勤務し、名古屋検疫所長により任命され令和元年 8 月 9 日に 45 歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前 15 年内の年齢以上であること

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 2 か月）

令和元年 6 月 14 日（金）午前 9 時 30 分から

令和元年 8 月 9 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年 6 月 18 日（火）から令和元年 8 月 9 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示

し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記

入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和元年6月11日
大阪検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

大阪検疫所に勤務し、大阪検疫所長により任命され令和元年8月9日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月）

令和元年6月14日（金）午前9時30分から

令和元年8月9日（金）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年6月18日（火）から令和元年8月9日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

○担当窓口：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課

検疫所業務管理室 人事・給与係 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

電話： XXXXXXXXXX

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和元年8月9日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和元年8月9日までに定年に達する職員
- （4）令和元年6月14日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年6月14日から令和元年8月9日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和元年11月11日
名古屋検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

名古屋検疫所に勤務し、名古屋検疫所長により任命され令和2年1月10日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月）

令和元年11月13日（水）午前9時30分から

令和2年1月10日（金）午後6時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年11月28日（木）から令和2年1月10日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

○担当窓口：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室 人事・給与係 XXXX XXXX

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和2年1月10日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和2年1月10日までに定年に達する職員
- （4）令和元年11月13日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年11月13日から令和2年1月10日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和2年1月16日
横浜検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

横浜検疫所に勤務し、横浜検疫所長により任命され令和2年4月2日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月）

令和2年1月27日（月）午前9時30分から

令和2年4月2日（木）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年1月31日（金）から令和2年4月2日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

○担当窓口：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課

検疫所業務管理室 人事・給与係

電話：

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和2年4月2日（木）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和2年4月2日までに定年に達する職員
- （4）令和2年1月27日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年1月27日から令和2年4月2日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和2年1月21日
国立保健医療科学院長

国立保健医療科学院早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立保健医療科学院に勤務するもののうち、国立保健医療科学院長により任命されたもので、令和2年4月2日（退職すべき期間の末日）に45歳以上のもの。

※ ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること。

2 募集人数

3名 ※ 応募上限数5名

※ 応募した職員の数に応募上限数である5名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。

その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法等」について」を参照すること）。

3 募集の期間（約2か月）

令和2年1月27日（月）午前9時15分から

令和2年4月 2日（木）午後6時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和2年1月31日（金）から令和2年4月2日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する。

○提出先アドレス：[REDACTED]

※ FAX：[REDACTED]

○担当窓口：国立保健医療科学院総務部総務課人事係 [REDACTED]、[REDACTED]

電話：[REDACTED]

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和2年4月2日(木)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

国立保健医療科学院総務部総務課人事係 [REDACTED]、[REDACTED]

電話：[REDACTED]

E-mail：[REDACTED]
[REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和2年4月2日までに定年に達する職員

(4) 令和2年1月27日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ)を受けている者又は令和2年1月27日から令和2年4月2日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合(別添参照)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法等」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

①募集人数は3人、応募受付人数の上限は5人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数を設定している。

②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和 2 年 1 月 2 4 日
国立医薬品食品衛生研究所長

国立医薬品食品衛生研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち国立医薬品食品衛生研究所長により任命されたもので令和 2 年 4 月 2 日に 45 歳以上※のもの

※ただし退職すべき期間の末日において定年前 15 年内の年齢以上であること。

2 募集人数

1 名 ※応募上限数 2 名

※応募した職員の数に応募上限数である 2 名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について）を参照すること。）。

3 募集の期間（約 2 か月）

令和 2 年 1 月 27 日（月）から令和 2 年 4 月 2 日（木）まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和 2 年 1 月 31 日（金）から令和 2 年 4 月 2 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

①応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛てに原則電子メールにて提出する。

○提出先アドレス：

○担当窓口：国立医薬品食品衛生研究所総務部総務課人事係 、

電話：

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 応募受付から14日以内に通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり。

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ。

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和2年4月1日までに定年に達する職員

(4) 令和2年1月27日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同。)を受けている者又は令和2年1月27日から令和2年4月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

①募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数を設定している。

②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とすることがある。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和元年11月26日
国立障害者リハビリテーションセンター総長

国立障害者リハビリテーションセンター早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもの（国立障害者リハビリテーションセンター総長により任命されたものに限る。）のうち、一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のものであって、令和2年3月31日に45歳以上のもの

2 募集人数

5人

3 募集の期間（約2ヶ月間）

令和元年12月6日（金）午前8時30分から

令和2年1月31日（金）午後5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年12月31日（火）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

※ FAX：

○担当窓口：国立障害者リハビリテーションセンター

管理部総務課人事係

電話：

- ② 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和2年2月7日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※ 電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。
（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和2年3月31日までに定年に達する職員
- （4）令和元年12月6日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年12月6日から令和2年1月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和元年12月23日
北海道厚生局長

北海道厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象
別紙のとおり

2 募集人数

1人 ※応募上限数3人

※応募した職員の数に応募上限数である3人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（26日間）

令和2年1月6日（月）午前9時30分から

令和2年1月31日（金）午後1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年3月1日（日）から令和2年3月31日（火）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

○担当者名： 北海道厚生局 総務課 XXXXXXXXXXXX

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和2年2月14日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

北海道厚生局 総務課

電話：

E-mail：

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1） 非常勤職員
- （2） 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3） 令和2年3月31日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- （4） 令和2年1月6日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年1月6日から令和2年1月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1） この募集実施要項に適合しない場合
- （2） 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3） 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4） 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- （5） 上記（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	備考
北海道厚生 局長	北海道厚生局に勤務するもののうち北海道厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、 <u>令和2年3月31日</u> に45歳以上のもの	

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は3人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ （3＋1）番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和元年 7 月 1 日
 関東信越厚生局長

関東信越厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
関東信越厚生局長	関東信越厚生局に勤務するもののうち関東信越厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので令和元年9月30日に45歳以上のもの	

2 募集人数

1人 ※応募上限数2人

※応募した職員の数に応募上限数である2人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）

3 募集の期間（約2週間）

令和元年 7月16日（火）午前 9時30分から

令和元年 7月26日（金）午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年9月1日（日）～令和元年9月30日（月）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████ 総務課長アドレス

██████████ 総務課長補佐アドレス

- ① 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和元年8月9日（金）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ② 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

関東信越厚生局 総務課長 ██████████

総務課長補佐 ██████████

電話： ██████████

E-mail： ██████████ ██████████
██████████ ██████████

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和元年9月30日までに定年に達する職員
- （4）令和元年7月16日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年7月16日から令和元年7月26日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和元年 12月 16日

関東信越厚生局長

関東信越厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
関東信越厚生局長	関東信越厚生局に勤務するもののうち関東信越厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので令和2年3月31日に45歳以上のもの	

2 募集人数

3人 ※応募上限数4人

※応募した職員の数に応募上限数である4人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること）

3 募集の期間（約2週間）

令和2年 1月 7日（火）午前 9時30分から

令和2年 1月20日（月）午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年3月1日（日）～令和2年3月31日（火）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [redacted] 総務課長アドレス

[redacted] 総務課長補佐アドレス

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和2年2月4日（火）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

関東信越厚生局 総務課長 [redacted]

総務課長補佐 [redacted]

電話： [redacted]

E-mail： [redacted]
[redacted]

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和2年3月31日までに定年に達する職員
- （4）令和2年1月7日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年1月7日から令和2年1月20日までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、

不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は3人、応募受付人数の上限は4人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 5番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

【機密性 2】

令和元年 11 月 28 日
東海北陸厚生局長

東海北陸厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
東海北陸 厚生局長	東海北陸厚生局に勤務するもののうち東海北陸厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和 2 年 3 月 31 日に 45 歳以上のもの	

2 募集人数

4 人 ※応募上限数 6 人

※ 応募した職員の数に応募上限数である 6 人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（47 日間）

令和元年 12 月 9 日（月）午前 9 時 30 分から

令和 2 年 1 月 24 日（金）午後 1 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和 2 年 3 月 1 日（日）から令和 2 年 3 月 31 日（火）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

○担当者名：東海北陸厚生局 総務課

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和 2 年 2 月 7 日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注 2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式 2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

東海北陸厚生局 総務課

電話：

E-mail：

（注 1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和 2 年 3 月 31 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員

（4）令和元年 12 月 9 日（募集開始日）において懲戒処分（ただ

し、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年 12 月 9 日から令和 2 年 1 月 24 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

【機密性 2】

(注 2) 応募者が次の (1) から (5) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記 (1) から (4) までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数 4 人を超え、別添「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は 4 人、応募受付人数の上限は 6 人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。

- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

- ③ 7 番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

- ④ 募集実施要項（注 2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が 4 人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和 2 年 1 月 2 4 日
近 畿 厚 生 局 長

近畿厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

近畿厚生局に勤務する職員であつて、近畿厚生局長により任命されたもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和 2 年 3 月 3 1 日に 4 5 歳以上のもの

2 募集人数

4 人 ※応募上限数 5 人

※応募した職員の数に応募上限数である 5 人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（3 1 日間）

令和 2 年 1 月 2 8 日（火）午前 9 時 3 0 分から

令和 2 年 2 月 2 7 日（木）午後 1 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和 2 年 3 月 1 日（日）から令和 2 年 3 月 3 1 日（火）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項

を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [REDACTED]

○担当者名：近畿厚生局 総務課 [REDACTED] [REDACTED]

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和2年2月28日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

近畿厚生局 総務課 [REDACTED] [REDACTED]

電話： [REDACTED] （内線） [REDACTED]

E-mail： [REDACTED]
[REDACTED]

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和2年3月31日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

（4）令和2年1月28日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年1月28日から令和2年2月27日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は

長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数5名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は4人、応募受付人数の上限は5人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が5人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和元年6月11日
九州厚生局長

九州厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

1人 ※応募上限数3人

※応募した職員の数に応募上限数である3人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（38日間）

令和元年6月24日（月）午前9時30分から

令和元年7月31日（水）午後1時まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和元年9月1日（日）から令和元年9月30日（月）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス：

総務課長

総務課長補佐（CC）

○担当者名：九州厚生局 総務課

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和元年8月14日（水）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

九州厚生局 総務課長

総務課長補佐

電話：

E-mail：

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和元年9月30日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

（4）令和元年6月24日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年6月24日から令和元年7月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由

がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は3人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。

- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

- ③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	備考
九州厚生局長	九州厚生局に勤務するもののうち九州厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、 <u>令和元年9月30日</u> に45歳以上のもの	

令和元年 6 月 1 9 日
厚生労働大臣
都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する①から③のいずれかに該当する職員のうち、令和元年 9 月 30 日に 50 歳以上の者

- ① 本省籍を除く労働基準系統職員
- ② 本省籍を除く職業安定系統職員
- ③ 雇用環境・均等部（室）長を除く雇用均等系統職員

※ 雇用均等系統職員については、どの人事コースを選択していても雇用環境・均等部（室）長を除く職員が対象となる。

2 募集人数

全国で 30 人 ※応募上限数 50 名

3 募集の期間（約 2 週間）

令和元年 7 月 5 日（金）午前 8 時 30 分から

令和元年 7 月 19 日（金）午後 5 時 15 分まで

※ 応募した職員の数に応募上限数である 50 人に達した日で募集の期間は満了するものとし、その日に募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

また、応募都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和元年 9 月 30 日（月）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手續

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式 1) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先(別紙)に提出する。応募は、原則として電子メールによることとするが、インターネットに接続する環境にない者は、郵送又は持参による応募も可とする。郵送により応募する場合は、所属している都道府県労働局の総務課長宛てに親展で送付(募集期間内に必着)するとともに、必ず所属している都道府県労働局の応募先に電話等で郵送した旨を連絡すること。また、過去の募集に応募し不認定となったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する(下記③の「応募取下げ申請書」についても同様)こと。

- ② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県労働局長により任命されたものについては所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の 1 ヶ月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、(注 2) のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(別紙様式 2) を応募申請書と同様の方法で提出すること。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

(注 1) 次の(1) から(4) までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和元年 9 月 30 日までに定年に達する職員
- (4) 令和元年 7 月 5 日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年 7 月 9 日から令和元年 7 月 19 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注 2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記 (1) から (4) までのいずれにも該当しない応募者が募集人数 30 人を超え、次の方法による場合

① 募集人数を限度として、以下の方法で認定する。

ア まず、平成 30 年度の都道府県労働局に所属する上記 1 ①から③に該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記 (1) から (4) 以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

イ 次に、ア以外の者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

② 生年月日が同じ者があるため、①の方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、受付が早い者から順次に認定する (※)。

※ 受付日時は以下により判断することとする。

ア メールによる応募

都道府県労働局の応募先での受信日時

イ 郵送による応募

郵送後、応募先に電話等で連絡した日時 (電話等の連絡がない場合は、応募先への到達日時)

※応募した者及び応募先は電話等で郵送した旨の連絡を受けた日時を記録しておくこと

ウ 持参による応募

持参した日時 (応募先及び応募者双方で確認した日時)

③ ①及び②の方法によって認定されなかった応募者は不認定とする。

なお、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、①及び②の方法に従い、認定をする。

令和元年 11 月 20 日
厚生労働大臣
都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する①から③のいずれかに該当する職員のうち、令和 2 年 3 月 31 日に 50 歳以上の者

- ① 本省籍を除く労働基準系統職員
- ② 本省籍を除く職業安定系統職員
- ③ 雇用環境・均等部（室）長を除く雇用均等系統職員

※ 雇用均等系統職員については、どの人事コースを選択していても雇用環境・均等部（室）長を除く職員が対象となる。

2 募集人数

全国で 45 人 ※応募上限数 70 名

3 募集の期間（約 2 週間）

令和元年 12 月 2 日（月）午前 8 時 30 分から

令和元年 12 月 16 日（月）午後 5 時 15 分まで

※ 応募した職員の数に応募上限数である 70 人に達した日で募集の期間は満了するものとし、その日に募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

また、応募都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和 2 年 2 月 29 日（土）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先(別紙)に提出する。応募は、原則として電子メールによることとするが、インターネットに接続する環境にない者は、郵送又は持参による応募も可とする。郵送により応募する場合は、所属している都道府県労働局の総務課長宛てに親展で送付(募集期間内に必着)するとともに、必ず所属している都道府県労働局の応募先に電話等で郵送した旨を連絡すること。また、過去の募集に応募し不認定となったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する(下記③の「応募取下げ申請書」についても同様)こと。

- ② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県労働局長により任命されたものについては所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1ヶ月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出すること。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年12月2日から令和元年12月16日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数45人を超え、次の方法による場合

① 募集人数を限度として、以下の方法で認定する。

ア まず、平成30年度の都道府県労働局に所属する上記1①から③に該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

イ 次に、令和元年度第1回の都道府県労働局に所属する上記1①から③に該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

ウ 最後に、ア、イ以外の者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

② 生年月日が同じ者があるため、①の方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、受付が早い者から順次に認定する(※)。

※ 受付日時は以下により判断することとする。

ア メールによる応募

都道府県労働局の応募先での受信日時

イ 郵送による応募

郵送後、応募先に電話等で連絡した日時(電話等の連絡がない場合は、応募先への到達日時)

※応募した者及び応募先は電話等で郵送した旨の連絡を受けた日時を記録しておくこと

ウ 持参による応募

持参した日時(応募先及び応募者双方で確認した日時)

③ ①及び②の方法によって認定されなかった応募者は不認定とする。

なお、予算の執行状況により、認定をする者の人数が募集人数を上回ることがある。認定をする者の数が募集人数を上回る場合は、①及び②の方法に従い、認定をする。